

# 財団法人 塩事業センター寄附行為

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、財団法人塩事業センター（以下「本財団」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

2 本財団は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### (目 的)

第3条 本財団は、塩の製造、輸入及び流通に関する情報収集及び調査研究等を行うことにより塩産業の健全な発展に寄与するとともに、生活用に使用される塩（以下「生活用塩」という。）の供給等を行うことにより国民生活に不可欠である良質な塩の安定的な供給の確保を図り、もって国民生活の充実に資することを目的とする。

### (事 業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 塩の製造、輸入及び流通に関する情報又は資料の収集及び提供
- (2) 塩の製造、輸入及び流通に関する調査研究
- (3) 塩の品質に関する検査
- (4) 生活用塩の供給
- (5) 塩の備蓄
- (6) 緊急時における財務大臣の命令に基づく塩の供給
- (7) 塩産業の効率化促進のための助言、指導その他の援助
- (8) 前各号に掲げる業務に附帯する事業
- (9) その他前条の目的を達成するために必要な事業

### (生活用塩供給等業務規程)

第5条 前条第4号から第7号までの事業及びこれらに附帯する事業（以下「生活用塩供給等事業」という。）の実施については、生活用塩供給等業務規程によるものとする。

2 生活用塩供給等業務規程の制定及び変更は、理事会の決議を経て、財務大臣の認可を受けなければならない。

## 第2章 資産及び会計

### (資産の構成)

第6条 本財団の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- (1) 設立当初寄附された別紙財産目録記載の財産
- (2) 寄附金品
- (3) 賛助会費
- (4) 塩事業法（平成8年法律第39号。以下「法」という。）附則第6条第3項の規定により政府から抛出があったものとされた財産
- (5) 資産から生ずる果実
- (6) 事業に伴う収入

(7) その他の収入

(資産の区分)

第7条 本財団の資産は、基本財産、生活用塩供給等事業に係る財産及び運用財産の3種類に区分する。

2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に組み入れられる資産とする。

3 生活用塩供給等事業に係る財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 法附則第6条第3項の規定により政府から拠出があったものとされた財産

(2) 生活用塩供給等事業の実施等に伴う収入

4 運用財産は、基本財産及び生活用塩供給等事業に係る財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。

2 事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会において、理事総数の4分の3以上の決議を経、かつ、財務大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第9条 本財団の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、理事長がこれを管理する。

2 基本財産のうち、現金は、郵政官署又は確実な銀行に預け入れ、若しくは信託銀行に信託し、あるいは国公債等確実な有価証券に代えて、保管しなければならない。

(経理の区分)

第10条 本財団の事業に係る経理は、一般会計及び生活用塩供給等事業に関する会計（以下「生活用塩供給等業務特別勘定」という。）に区分するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、一般会計に係る事業であっても事業遂行上特に必要があるときは、理事会の決議を経て、これを区分して経理することができる。

(一般会計)

第11条 一般会計は、生活用塩供給等事業以外の事業に係る収入及び支出を経理する。ただし、前条第2項の規定により経理が区分されたときは、当該経理に関する事業に係る収入及び支出については、区分して行うこととする。

2 一般会計の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

(生活用塩供給等業務特別勘定)

第12条 生活用塩供給等業務特別勘定は、生活用塩供給等事業に係る収入及び支出を経理する。

2 生活用塩供給等業務特別勘定の経費は、生活用塩供給等事業に係る収入及び生活用塩供給等事業に係る財産をもってこれに充てる。

(事業計画及び収支予算)

第13条 本財団の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に、理事長が作成し、理事会の決議を経て、財務大臣の認可を受けなければならない。

2 事業年度の途中において、事業計画及び収支予算を変更しようとするときは、前項の規定を準用する。

(事業報告及び収支決算)

第14条 本財団の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、貸借対照

表、収支決算書及び財産目録として作成し、あらかじめ監事の監査を経、かつ、理事会の決議を経て、その事業年度終了後3月以内に、財務大臣に提出しなければならない。

(長期借入金)

第15条 本財団が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって返済するものを除き、理事会において、理事総数の3分の2以上の決議を経、かつ、財務大臣の承認を得なければならない。

(事業年度)

第16条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第3章 役員

(役員の種類)

第17条 本財団に次の役員を置く。

理事	6名以上15名以内
うち理事長	1名
副理事長	1名
監事	2名以上3名以内

2 理事のうち、3名以内を常務理事とすることができる。

(役員を選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会においてこれを選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により、これを選任する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(役員職務)

第19条 理事長は、本財団を統轄し、本財団を代表する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織し、必要な事項を審議する。

4 常務理事は、本財団の常務を審議、処理する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第20条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 増員又は補欠のため選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(役員解任)

第21条 役員が、本財団の名誉をき損し、又は本財団の目的に反する行為があったときは、理事会及び評議員会において、3分の2以上の決議により、その役員を解任することができる。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合には、その役員に理事会及び評議員会で弁明の機会を与えなければならない。

#### (役員の報酬)

第22条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の役員には、報酬を支払うことができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

#### 第4章 評 議 員

##### (評議員)

第23条 本財団に評議員10名以上20名以内を置く。

2 評議員は、理事会の決議により理事長が委嘱する。

3 評議員のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員総数の3分の1を超えてはならない。

4 評議員には、第20条から第22条までの規定を準用する。この場合、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

#### 第5章 顧 問

##### (顧問)

第24条 本財団に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、毎年度理事会及び評議員会の推薦により理事長がこれを委嘱する。

3 顧問は、本財団の業務運営上の重要な事項について、理事長の諮問に応ずる。

#### 第6章 賛 助 会 員

##### (賛助会員)

第25条 本財団に賛助会員を置くことができる。

2 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

#### 第7章 事 務 局

##### (事務局)

第26条 本財団の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局には、所要の職員を置き、理事長がこれを任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

##### (帳簿及び書類等の備付け)

第27条 主たる事務所には、常に次の各号に掲げる帳簿及び書類等を備えておかなければならない。

(1) 寄附行為

(2) 理事、監事、評議員、顧問及び職員の名簿及び履歴書

(3) 許認可等及び登記に関する書類

(4) 会議の議事録

(5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(7) その他必要な帳簿及び書類等

## 第8章 会 議

(会議の種類)

第28条 会議は、理事会及び評議員会とする。

(会議の招集)

第29条 会議は、理事長がこれを招集する。

2 会議は、理事長が必要と認めたとき、又は会議の構成員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、その会議を招集しなければならない。

3 会議の日時、場所及び会議に付する議案は、開会に先立ちあらかじめこれを通知しなければならない。

(開会の定足数)

第30条 会議は、それぞれ理事又は評議員の過半数の出席がなければ、これを開会することができない。

(会議の議長)

第31条 理事会の議長は、理事長をもってこれに充てる。

2 評議員会の議長は、評議員の互選により、これを選任する。

(議 決)

第32条 会議の議事は、この寄附行為に別段の定めがあるものを除き、出席理事又は評議員の過半数をもってこれを決する。

2 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(欠席者の表決)

第33条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事又は評議員は、あらかじめ通知された事項に限り、書面をもって表決することができる。この場合は、出席したものとみなす。

(書面による表決)

第34条 理事長は、簡易な事項又は緊急を要する事項については、書面を送付して賛否を求め、会議に代えることができる。

(理事会の付議事項)

第35条 理事会は、この寄附行為に別段の定めがあるもののほか、本財団の業務に関する重要な事項を決議し、執行する。

(評議員会の付議事項)

第36条 評議員会は、この寄附行為に別段の定めがあるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

## 第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第37条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において、理事総数の4分の3以上の決議を経、かつ、財務大臣の認可を得なければならない。

(解 散)

第38条 本財団を解散しようとするときは、理事会において、理事総数の4分の3以上の決議を

経、かつ、財務大臣の認可を得なければならない。

(残余財産の処分)

第39条 本財団が解散した場合の残余財産は、理事会において、理事総数の4分の3以上の決議を経、かつ、財務大臣の許可を得て、国に寄附するものとする。

2 本財団が法第28条第1項の規定により塩事業センターの指定を取り消された場合の生活用塩供給等事業に係る財産は、法第29条の規定による。

## 第10章 雑 則

(細 則)

第40条 この寄附行為の施行に必要な細目は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 附 則

- 1 この寄附行為は、大蔵大臣の設立許可のあった日から施行する。
- 2 本財団の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第13条第1項の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
- 3 本財団の設立初年度の事業年度は、第16条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成9年3月31日までとする。
- 4 本財団の設立当初の役員及び評議員は、第18条第1項及び第2項並びに第23条第2項の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところとし、その任期は、第20条第1項及び第23条第4項の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この寄附行為の変更は、財務大臣の認可があった日から施行する。

(生活用塩供給等事業開始の日)

第2条 生活用塩供給等事業は、法の施行の日（平成9年4月1日）に開始する。

- 2 本財団は、法附則第9条の規定により、生活用塩供給等業務規程について大蔵大臣の認可のあった日から法の施行の日までの間、生活用塩供給等事業の実施に必要な準備行為を行う。

(助成事業)

第3条 本財団は、法附則第3条第2項の規定による助成業務の実施に関する規程（以下「助成業務規程」という。）の認可を受けた日から平成14年3月31日までの間、第4条に規定する事業のほか、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法附則第3条第1項の規定による特定製造者又は特定元売人が塩に係るその事業の合理化を行うために要する費用に充てるための助成金の交付
- (2) 特定製造者が塩の製造を廃止し、又は特定元売人が塩に係る営業を廃止するための費用に充てるための助成金の交付
- (3) 前2号に掲げる業務に附帯する事業

2 前項に掲げる事業（以下「助成事業」という。）の実施については、助成業務規程によるものとする。

3 助成業務規程の制定及び変更については、理事会の決議を経て、財務大臣の認可を受けなければならない。

4 助成事業を行う場合において、第6条第4号中「附則第6条第3項」とあるのは「附則第6条第3項及び法附則第4条第3項」とし、第7条第1項中「基本財産、生活用塩供給等事業に係る財産及び運用財産の3種類」とあるのは「基本財産、生活用塩供給等事業に係る財産、助成事業に係る財産及び運用財産の4種類」とし、同条第4項中「基本財産及び生活用塩供給等事業に係る財産以外」とあるのは「基本財産、生活用塩供給等事業に係る財産及び助成事業に係る財産以外」とする。

5 助成事業に係る財産は、法附則第4条第3項の規定により政府から抛出があったものとされた財産及び当該財産の運用によって生ずる収入とする。

6 助成事業に関する会計（以下「助成業務特別勘定」という。）は、他の経理と区分するものとする。

- 7 助成業務特別勘定に、助成事業に要する費用に充てるための基金を置くものとする。
- 8 助成業務特別勘定は、助成事業に係る収入及び支出を経理する。
- 9 助成業務特別勘定の経費は、助成事業に係る財産をもってこれに充てる。
- 10 本財団が、法附則第3条第7項により、指定を取り消された場合の助成事業に係る財産の処分については、同条第8項の定めるところによる。
- 11 本財団が助成事業を終えた場合において、助成事業特別勘定に残余の財産があるときは、法附則第5条第2項の規定により、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。  
(生活用以外の用途に使用される塩の供給)

第4条 本財団は、生活用塩供給等事業の開始の日から平成14年3月31日までの間、第4条及び附則第3条第1項に規定する事業のほか、次に掲げる事業を行う。

(1) 生活用以外の用途に使用される塩(特定化学製品用塩を除く。)の供給

(2) 前号に掲げる業務に附帯する事業

- 2 前項に掲げる事業を行う場合において、第5条第1項中「前条第4号から第7号までの事業及びこれらに附帯する事業」とあるのは「前条第4号から第7号までの事業及びこれらに附帯する事業並びに附則第4条第1項各号に規定する事業」とする。

#### 附 則

(主務大臣名の変更)

- 1 この寄附行為の変更は、中央省庁等改革基本法の施行日(平成13年1月6日)から施行する。
- 2 この変更は、中央省庁等改革基本法の施行に伴い、主務大臣名を「財務大臣」とするものである。

#### 附 則

この寄付行為の変更は、平成18年2月6日から施行する。